

税負担の公平性を確保するため

税金の滞納は許しません

福祉や保健、教育、防災、ごみ処理などの行政サービスは、皆さん納める税金で賄われています。

税金を滞納することは、税負担の公平性を欠くほか、町の財政を圧迫し、皆さんに提供するサービスが低下する恐れもあります。

町では、十分な資力がありながら納付しない滞納者に対して、滞納処分を積極的に行い、滞納の解消を図っています。

■滞納がある人は所得税国税還付金をすべて差し押さえます。

■滞納処分実績■

年 度		令和元
差 押 件 数	不動産	2
	預貯金	38
	給与	18
	国税還付金	4
	生命保険	10
	動産	5
	その他	8
	合計	85
換価	金額 (千円)	6,782

確定申告したことと所得が還付になる場合、町税に滞納がある人は、差し押さえの手続を行つたうえで、すべて町税に充当します。

また、町税に分割納付している人も差し押さえの対象となります。

■国民健康保険税を滞納すると：

財産差し押さえのほか、保険証の有効期限の短い

『短期被保険者証』や、医療機関窓口で医療費の全額

を一時負担する『被保険者資格証明書』が、保険証の代わりに発行されることになります。

■夜間の窓口延長

平日の日中に税金等を納めることができないときは、

夜間窓口延長をご利用ください。*毎週火曜日 夜7時まで

■納税困難なときは相談をしてください。

失業や病気などで期限内の納税が困難な場合は相談してください。

▼問合せ 町民課税務係☎②2112

自動車税の滞納は見逃しません！

千葉県は、自動車税（種別割）の未納額の縮減のため、10月から5月までを滞納整理強化期間とし、給与・預金・自動車などの差押さえを一層強化します。

自動車税（種別割）が未納の場合は、至急納付ください。

また、新型コロナウイルスや災害などにより一時に納付できない場合は納税の猶予が認められる場合がありますのでご連絡ください。



※差押さえ自動車の引揚げ

▶問合せ 千葉県香取県税事務所☎0478-54-1314
千葉県総務部税務課 ☎043-223-2127

■滞納処分の流れ■

納税通知書発送

督促状の送付

財産調査

財産差押

換価処分
(債権取り立て・公売)

滞納税へ充当